平成２４年（フ）第９７９号
千葉県船橋市山手１丁目１番３―346号
債務者　束田　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９８０号
千葉市若葉区加曽利町51番地１　家城ルームボード
債務者　山下　秀一
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９８７号
千葉市稲毛区天台２丁目２番１―205号
債務者　志摩　静江
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９９３号
千葉県船橋市夏見３丁目12番２号
債務者　須貝　真紀
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１００４号
千葉県市川市湊13番５号　第二吉ハイツ２階
債務者　宮田　　歩
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１００６号
千葉市若葉区愛生町54番地３　セブンハイツ206号
債務者　貝良塚京子（旧姓川井）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０１４号
千葉県市川市幸１丁目23番９―303号　メゾンウィング
債務者　新藤　正博
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０１７号
千葉県船橋市南三咲１丁目９番７号　エクセルコート壱番館201号
債務者　鳥谷部　繁
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２５号
千葉市中央区大森町476番地１　フィットパレス201号
債務者　平川　泰子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２８号
千葉県市川市南八幡３丁目23番１―301号　吉田マンション
債務者　小野かおり
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３０号
千葉市美浜区高浜１丁目５番８棟304号
債務者　小玉　和夫
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３２号
千葉県習志野市本大久保３丁目４番19号
債務者　花畑あすか（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４２号
千葉市若葉区小倉町876番地３
債務者　鎌田　勝美
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４３号
千葉市若葉区東寺山町50番地４　プリィエール２ｎｄ　A102号
債務者　三好　勝秀
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５０号
千葉県八千代市八千代台西１丁目６番地の４
債務者　齋藤　守弘
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５２号
千葉県市原市白金町４丁目60番地３　ウインビュー白金202
債務者　矢部　和義
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５３号
千葉市中央区村田町782番地１　ノーブルナガシマ405号
債務者　加藤　雅裕
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係